

第 103 回関西実験動物研究会
神経・筋疾患の病態とモデル動物

<トピックス>

実験動物施設におけるホルムアルデヒド規制とその国内外における対応

池田卓也（日本チャールス・リバー）

ホルムアルデヒドは、その効果と使用の簡便さなどから実験動物用の機材や施設の殺菌消毒剤として、主たる選択肢の一つとして古くから教科書にも紹介されてきた。そのため多くの実験動物施設では、強い刺激臭や目・のど等の炎症を引き起こす可能性があるにもかかわらず、ホルムアルデヒドを日常的な殺菌消毒剤として使用してきた。

2004 年に国際がん研究機関（IARC）が、ホルムアルデヒドの発がん性分類をグループ 1 に変更し、その危険性を強く示唆した。しかしながらこの見直しを待つまでもなく、欧米ではかなり以前から作業従事者の労働安全衛生環境の確保という観点から、ホルムアルデヒドの人体に対する危険性について議論がなされてきた。そして環境保全も含めた、さまざまな観点からホルムアルデヒドの安易な使用を戒めてきた。

しかしながら我国では、ホルムアルデヒド等の化学物質や動物アレルゲンなどを含め、実験動物に関連した労働安全衛生に関しては、欧米諸国と比較して必ずしも十分に配慮されてきたとは言えない。このような中で、平成 20 年 3 月 1 日特定化学物質障害予防規則（特化則）の改正が行われ、ホルムアルデヒドに対する規制が強化されることとなった。この改正を機に我国でも労働安全衛生の観点から、実験動物施設におけるホルムアルデヒドガス燻蒸の是非について、議論が行われるようになってきた。そしてホルムアルデヒドに代わる殺菌消毒剤や消毒滅菌法についても、ようやく真剣に議論がなされるようになってきた。

一方、規制強化の目的を十分に理解しないことに起因すると思われる混乱が、一部に認められている。すなわち実験動物施設の飼育室等に対するホルムアルデヒドガス燻蒸を継続することの可否や、行政当局の判断や政令の解釈に対する現場レベルでの混乱や議論があった。しかし、特化則改訂の目的はホルムアルデヒドの使用を制限あるいは禁止することではなく、その本質は作業従事者の健康と安全の確保にある。

そこで特化則の解釈も含め、はたしてホルムアルデヒドを実験動物施設の殺菌消毒に使い続けることが良いことなのか、また通常の動物施設においてホルムアルデヒドガス燻蒸を実施する必要性があるのか、などについて国内外の見解も踏まえ紹介したい。またホルムアルデヒドに代わる消毒滅菌法による実験動物施設での実施例も紹介する。